

事務・事業の実施状況について（平成 23 年度）

平成 24 年 1 月
内 閣 府

北海道に移譲された事務・事業について、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）に基づき、別添のとおりフォローアップを行った。

また、国と北海道が連携し又は共同で事務・事業を実施する連携・共同事業についても、併せてフォローアップを行った。

道州制特区移譲事務・事業一覧

NO	移譲事務・事業名	移譲開始時期	所管省庁
1	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務	平成19年 4月	厚生労働省
2	商工会議所に対する監督に関する事務	平成19年 4月	経済産業省
3	調理師養成施設の指定に関する事務	平成19年 4月	厚生労働省
4	鳥獣保護法に係る危険猟法(麻醉薬の使用)の許可に関する事務	平成19年 4月	環境省
5	札幌医科大学の收容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止	平成20年12月	文部科学省 厚生労働省
6	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可	平成21年 4月	厚生労働省
7	民有林の直轄治山事業の一部	平成19年 4月	農林水産省
8	直轄通常砂防事業の一部	平成22年 4月	国土交通省
9	開発道路に係る直轄事業	平成22年 4月	国土交通省
10	二級河川に係る直轄事業	平成22年 4月	国土交通省

※既に終了した事業を含む。

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務（法第11条、第12条、第15条関係） (平成19年4月)																								
(2) 所管省庁	厚生労働省																								
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	国設置以外の医療機関についての指定等については、既に道が行っているところであり、本権限が道に移譲されることにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となる。																								
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部子ども未来推進局 保健福祉部福祉局福祉援護課</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" data-bbox="512 875 1433 1025"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定内容の変更の届出</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>生活保護法第50条の2関係</td> <td>—</td> <td>2 (名称変更)</td> <td>—</td> <td>1 (名称変更)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>児童福祉法施行規則第15条</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1 (名称変更)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度実績は、9月1日現在の実績数</p> <p>-----</p> <p>※ 国等による医療機関等の新規開設実績がなく、また、既指定医療機関においても、指定内容等の変更が生じる事案は少ない。</p>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	指定内容の変更の届出	0	2	0	2	0	生活保護法第50条の2関係	—	2 (名称変更)	—	1 (名称変更)	—	児童福祉法施行規則第15条	—	—	—	1 (名称変更)	—
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																				
指定内容の変更の届出	0	2	0	2	0																				
生活保護法第50条の2関係	—	2 (名称変更)	—	1 (名称変更)	—																				
児童福祉法施行規則第15条	—	—	—	1 (名称変更)	—																				
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>申請者にとって、より身近な道の保健所（福祉事務所）を經由し、道が事務を取り扱うことにより、意思疎通が円滑になることから、申請者の利便性の向上が図られる。</p> <p>また、これまでは道保健所が窓口となり申請を受理し、道本庁へ進達、更に国へ進達していたが、国への進達に要する日数を割愛することが出来ることから、処理期間の短縮が図られている。</p>																								
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 本権限が道に移譲されることにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となり、引継ぎ後の事務執行について特に混乱なく行われている。</p> <p>②措置を継続する必要性 窓口の1本化、手続き迅速化により、申請者にとってより身近な道の保健所（福祉事務所）を經由し、道が事務を取り扱うことにより、意思疎通が円滑になることから申請者の利便性の向上が図られており、措置を継続する必要がある。</p>																								
(7) 所管省庁による評価	今年度においては、移譲事務の執行について、実績がなかったところであるが、引き続き事務の円滑な実施に努めていただきたい。																								

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	商工会議所に対する監督に関する事務（法第13条関係） (平成19年4月)																																			
(2) 所管省庁	経済産業省																																			
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な道において手続きを行う範囲が拡大され、申請者の利便性が向上する。																																			
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 経済部経営支援局中小企業課																																			
	②過去の実績等（処理件数、事業費等） <table border="1" data-bbox="523 920 1433 1189"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 地区</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 議員総会に関する事項</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 経理に関する事項</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 常議員会に関する事項</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※平成23年度実績は、9月1日現在の実績数		H19	H20	H21	H22	H23	定款変更の認可	12	1	3	0	2	地区	3	—	—	—	—	議員総会に関する事項	5	1	2	—	—	経理に関する事項	3	—	1	—	—	常議員会に関する事項	1	—	—	—
	H19	H20	H21	H22	H23																															
定款変更の認可	12	1	3	0	2																															
地区	3	—	—	—	—																															
議員総会に関する事項	5	1	2	—	—																															
経理に関する事項	3	—	1	—	—																															
常議員会に関する事項	1	—	—	—	2																															
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	道に許認可権限が移譲されたことにより、従来国と道へ申請しなければならなかった事項が、道のみへの申請で足りることになり、申請者の利便性の向上につながった。 また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が20日以内となり、処理期間の短縮が図られている。																																			
(6) 特定広域団体による評価	①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 地域により身近な道のみへの申請で済む範囲が拡大されたことにより、申請者の利便性が向上した。																																			
	②措置を継続する必要性 上記のとおり、窓口の一本化、手続き迅速化により、申請者の利便性が向上しており、措置を継続する必要性がある。																																			
(7) 所管省庁による評価	移譲された事務については、引き続き円滑な実施に努めていただきたい。																																			

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	調理師養成施設の指定に関する事務 (法第14条関係) (平成19年4月)																														
(2) 所管省庁	厚生労働省																														
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	<p>調理師養成施設の指定を行うための調査、調理師養成施設の指定に関する事務を一体的に道が担うことにより、本道における調理師資格者の水準確保や適切な育成などを道が総合的、計画的に実施することが可能となる。関係団体にとっては、窓口が一本化されることになり、利便性が向上する。</p>																														
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部健康安全局</p> <p>②過去の実績等 (処理件数、事業費等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 10%;">平成19年度</th> <th style="width: 10%;">平成20年度</th> <th style="width: 10%;">平成21年度</th> <th style="width: 10%;">平成22年度</th> <th style="width: 10%;">平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の指定</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>内容変更の承認</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>名称等の変更等の届出</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>養成施設の指導調査</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度実績は、9月1日現在の実績数</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※ 道内で16施設指定されているが、施設の新規開設は19年4月の移譲後3件、内容変更等は年に3～4件程度、指導調査は4件程度である。</p>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	施設の指定	1	1	—	—	1	内容変更の承認	—	2	1	2	—	名称等の変更等の届出	4	3	—	2	—	養成施設の指導調査	—	4	4	4	1
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																										
施設の指定	1	1	—	—	1																										
内容変更の承認	—	2	1	2	—																										
名称等の変更等の届出	4	3	—	2	—																										
養成施設の指導調査	—	4	4	4	1																										
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>施設の新規開設の案件については、調理師資格者の水準確保や適切な育成が行われるよう申請者への指導や助言を行っている。</p>																														
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	<p>①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題 (改善すべき事項等) の抽出</p> <p>申請から認可等までの平均的処理日数について、「指定」は約6ヶ月程度 (国) が4～5ヶ月程度 (道)、「変更承認」は1～2ヶ月程度 (国) が3週間～1ヶ月程度 (道) となっており、期間の短縮効果があった (移譲前後5年間の比較)。しかし、指定等に関する事務については、関係法令及び厚生労働省及び北海道厚生局の取り扱いに基づき、道の調理師養成施設指定等業務マニュアル及び養成施設等指導調査要領を作成することとなり、道独自に法令の弾力的運用 (改正等) が実質的に困難であることから、想定している効果の一つである「水準の確保や適切な育成」を一層高めることが課題である。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②措置を継続する必要性</p> <p>調理師養成施設の指定を行うための調査、調理師養成施設の指定に関する事務を一体的に道が担うことにより、実績は少ないものの、関係団体にとっては事務処理期間の短縮により利便性が向上しており、措置を継続する必要がある。</p>																														
(7) 所管省庁による評価	<p>移譲した事務については、適切な指導や助言が行われていると考えられ、処理期間の短縮による利便性の向上も図られている。引き続き、円滑な実施に努めていただきたい。</p>																														

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可に関する事務（法第16条関係）（平成19年4月）										
(2) 所管省庁	環境省										
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	知事が、鳥獣の捕獲許可事務と麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可事務とを一元的に処理することにより、許可申請者の手続きが軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続の迅速化及び効率化が図られる。										
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 環境生活部環境局自然環境課 出先機関 各（総合）振興局保健環境部環境生活課 （知事の所管する鳥獣の捕獲許可については、捕獲区域が2以上の振興局の管轄区域にわたるものにあつては本庁で許可し、それ以外のものにあつては各（総合）振興局で許可している。このことから、麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可についても、上記の鳥獣の捕獲許可と同様の対応としている。）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">平成20年度</th> <th style="width: 15%;">平成21年度</th> <th style="width: 15%;">平成22年度</th> <th style="width: 15%;">平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻醉薬使用許可</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度実績は、9月1日現在の実績数</p> <p>-----</p> <p>※ これまでは全て学術研究を目的に鳥獣を捕獲（不動化）した事例。 （想定は、学術研究のほか、街中での捕獲及び傷病鳥獣の捕獲） <参考> 17年度：3件、18年度：3件、19年度:2件</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	麻醉薬使用許可	3	5	4	0
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
麻醉薬使用許可	3	5	4	0							
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可を申請するときは必ず、別途、鳥獣の捕獲許可の申請を要することから、申請窓口が一本化されたことにより申請者の利便性が向上した。</p> <p>また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が2週間以内（道本庁処理の場合2週間、各総合振興局及び振興局処理の場合1週間）となり、処理期間の短縮が図られている。</p> <p>なお、道では、移譲事務の円滑な実施を図るため、「危険猟法許可取扱要領」を定めているところ。</p>										
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 許可申請者の手続きが軽減し利便性が向上するとともに、許可事務手続の迅速化及び効率化が図られ、想定したとおりの効果があり、今のところ改善すべき事項など、課題は見当たらない。</p> <p>②措置を継続する必要性 窓口の1本化、許可の迅速化により申請者の利便性が向上しており、さらに今後、街中での当該猟法での捕獲の必要性が生じた場合を想定すると、本措置は継続する必要がある。</p>										
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	当該地域における事務に特段の支障は発生しておらず、道において適切に事務処理が実施されている。										

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止(平成20年12月)
(2) 所管省庁	文部科学省、厚生労働省
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行う。
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室 総務部大学法人運営支援室
	②過去の実績等(処理件数、事業費等) 平成21年4月1日に平成29年度までの入学定員を105名から110名に変更した学則を施行
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	文部科学大臣への届出が廃止されたことにより、本道の医師不足の状況などに応じた柔軟な収容定員の変更が可能となった。 また、将来的には、医師の人材の育成による地域医療への貢献が期待できる。
(6) 特定広域団体による評価	①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 今後、長期的に効果を検証する必要があるところであるが、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待できる。 また、収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施していく必要がある。 学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止により行政の効率化が図られている。
	②措置を継続する必要性 ・本道においては、未だ医師不足が深刻な状況にあることから、地域医療を担う医師の育成を行う必要があること。 ・現在、将来の定員増に応えられるように施設整備の検討を進めていること。 ・行政の効率化を図る必要があることから本措置を継続する必要がある。
(7) 所管省庁による評価	今後、長期的に効果を検証する必要がある。 道州制特別区域の特定広域団体として、より実効性のある医師の確保・適正配置策を実施するとともに、収容定員に係る設置基準に反しないことはもとより、教育研究環境の維持向上に努めることは当然に必要と考える。

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可 (平成21年4月)																																								
(2) 所管省庁	厚生労働省																																								
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可等に関する事務について、事業者身近な道が実施することにより、これらの事業の認可申請等における事業者の利便性が向上するとともに、事業者に対する道による迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。																																								
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 本 庁 環境生活部環境局環境推進課 出先機関 各総合振興局(振興局) 保健環境部保健福祉室(地域保健室) 生活衛生課 (移譲事務の関係書類は、道へ移管となった23の水道事業者等のうち、札幌市、小樽市、函館市、旭川市、石狩西部広域水道企業団については本庁に直接、その他の水道事業者等については総合振興局(振興局)を経由して、本庁に提出される。)</p> <p>②過去の実績等(処理件数、事業費等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可、届出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">H 2 1</th> <th style="text-align: center;">H 2 2</th> <th style="text-align: center;">H 2 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項)</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>事業変更に係る届出(法第10条第3項等)</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>給水開始前の届出(法第13条第1項等)</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">1 1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>料金の変更に係る届出(法第14条第5項)</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>業務の委託に係る届出(法第24条の3第3項)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査(法第39条第1項) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">H 2 1</th> <th style="text-align: center;">H 2 2</th> <th style="text-align: center;">H 2 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧大臣認可の全水道事業者等を対象</td> <td style="text-align: center;">2 3 件</td> <td style="text-align: center;">2 3 件</td> <td style="text-align: center;">6 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度実績は、9月1日現在の実績数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金の措置 (単位:千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">H 2 1</th> <th style="text-align: center;">H 2 2</th> <th style="text-align: center;">H 2 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業認可等事務取扱交付金額</td> <td style="text-align: center;">7 3 6</td> <td style="text-align: center;">5 8 9</td> <td style="text-align: center;">4 4 2</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 1	H 2 2	H 2 3	記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項)	7	2	4	事業変更に係る届出(法第10条第3項等)	1	2	1	給水開始前の届出(法第13条第1項等)	6	1 1	2	料金の変更に係る届出(法第14条第5項)	2	1	—	業務の委託に係る届出(法第24条の3第3項)	—	1	—		H 2 1	H 2 2	H 2 3	旧大臣認可の全水道事業者等を対象	2 3 件	2 3 件	6 件		H 2 1	H 2 2	H 2 3	水道事業認可等事務取扱交付金額	7 3 6	5 8 9	4 4 2
	H 2 1	H 2 2	H 2 3																																						
記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項)	7	2	4																																						
事業変更に係る届出(法第10条第3項等)	1	2	1																																						
給水開始前の届出(法第13条第1項等)	6	1 1	2																																						
料金の変更に係る届出(法第14条第5項)	2	1	—																																						
業務の委託に係る届出(法第24条の3第3項)	—	1	—																																						
	H 2 1	H 2 2	H 2 3																																						
旧大臣認可の全水道事業者等を対象	2 3 件	2 3 件	6 件																																						
	H 2 1	H 2 2	H 2 3																																						
水道事業認可等事務取扱交付金額	7 3 6	5 8 9	4 4 2																																						
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	認可申請、届出の提出先が、厚生労働省(本省)から道となり、その協議を含め、水道事業者等の利便性が向上した。水道事業者等に対し年1回の立入検査を行うなど、きめ細やかな対応が可能となった。水道事故などの緊急時において、情報収集や水道事業者等に対する指示などの対応が向上した。																																								
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 引継ぎ後の事務執行については、特に混乱なく行われている。事務執行に係る予算は「水道事業認可等事務取扱交付金」として措置されているが、その交付金額は業務の効率化を図っていくことを事由に年々減額され、その財源措置は5年間限り(平成21年度から平成25年度)とされているところ。 今後とも、本事務を執行するためには最低限の経費が必要であり、適切な財源措置がなされない場合、事務の執行に支障が生じる。</p> <p>②措置を継続する必要性 事業者の認可申請等における事業者の利便性が向上しており、今後も事業者に対し迅速かつきめ細やかな対応を行うため、継続する必要がある。 なお、事業移譲に関しては、権限・財源の一体的移譲が大前提であり、必要な財源総額に係る交付金の交付に関する措置について、法律に義務づける規定を明記することが必要である。</p>																																								
(7) 所管省庁による評価	移譲した事務については、適切な指導や助言が行われているものと考えられ、引き続き、事務の円滑な実施に努めていただきたい。また、全国的に考えなければいけない課題等については、道庁と適切に連携をはかっていきたい。 なお、「水道事業認可等事務取扱交付金」の措置については、特定広域団体の事務として定着するまでの期間として5年間を設定している。																																								

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	民有林の直轄治山事業の一部（法第7条第2項第4号口関係） (平成19年4月)																
(2) 所管省庁	農林水産省																
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	国が行う治山施設の整備と道が実施する保育、植栽事業等を一元的に行うことで、流域内の民有林と一体として地域の実情に応じた治山事業等を効果的かつ効率的に実施することが可能となる。																
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 水産林務部林務局治山課 出先機関 空知総合振興局森林室（石狩川） 後志総合振興局森林室（尻別川）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <p>・ 交付金に関する措置 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">平成19年度</th> <th style="width: 20%;">平成20年度</th> <th style="width: 30%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>269,659</td> <td>209,676</td> <td>479,335</td> </tr> <tr> <td> 国の交付金</td> <td>190,000</td> <td>146,380</td> <td>336,380</td> </tr> <tr> <td> 道の負担額</td> <td>79,659</td> <td>63,296</td> <td>142,955</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 交付金の額は、工事費、人件費及び事務費を積算できることとなっている。</p> <p>・ 職員の移籍 事業期間（H19～H20）の短かさや事業量が少なかったことなどから、職員の移籍はなかった。</p> <p>※ 石狩川地区の事業については19年度で終了、尻別川地区の事業については20年度で終了し、当該移譲事業はすべて終了。</p>		平成19年度	平成20年度	合 計	全体事業費	269,659	209,676	479,335	国の交付金	190,000	146,380	336,380	道の負担額	79,659	63,296	142,955
	平成19年度	平成20年度	合 計														
全体事業費	269,659	209,676	479,335														
国の交付金	190,000	146,380	336,380														
道の負担額	79,659	63,296	142,955														
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	当該移譲事業の施工管理と、近隣での森林整備等の補助治山事業の施工管理を道が一体的に行えることで、これまで国と道がそれぞれ行っていた施工工事の監督業務のための経費及び時間が削減されるなど、事業が効率的に執行されている。																
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	<p>①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 当該事業が道に移譲された後についても、地域住民の生命、財産の安全を確保するという事業本来の目的を達するため、支障なく事業が実施できている。</p> <p>②措置を継続する必要性 石狩川地区及び尻別川地区の当該移譲事業については平成20年度までに終了しており、現在、北海道において国が実施している民有林の直轄治山事業はない。 将来、事業が発生した場合、流域内の民有林一体として地域の実情に応じた治山事業等を特定広域団体が、効果的かつ効率的に実施できるよう、措置を継続する必要がある。 また、将来、移譲を求める民有林の直轄治山事業を実施する場合においても、これまでと同様に交付金の額は、工事費、人件費及び事務費を積算できるようにする必要がある。</p>																
(7) 所管省庁による評価	当該移譲事業については、北海道により滞りなく事業が進められ、平成20年度をもって全て終了している。引き続き措置を継続し、地域の安全・安心の確保に努めていただきたい。なお、交付金額の積算については、平成22年度から直轄事業負担金制度が見直され、事務費等の負担金を請求しないこととしており、今後検討していく必要がある。																

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	直轄通常砂防事業の一部（法第7条第2項第4号イ関係） (平成22年4月)																									
(2) 所管省庁	国土交通省																									
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防施設の管理を含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となる。																									
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 建設部土木局砂防災課 出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部（石狩川水系） 十勝総合振興局帯広建設管理部（十勝川水系）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <p>・ 交付金に関する措置 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">平成22年度</th> <th style="width: 15%;">平成23年度</th> <th style="width: 15%;">2年間の 合計</th> <th style="width: 15%;">全体事業費 (平成22～26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>134,000</td> <td>367,000</td> <td>501,000</td> <td>1,918,000</td> </tr> <tr> <td> 国の交付金</td> <td>97,000</td> <td>267,000</td> <td>364,000</td> <td>1,394,000</td> </tr> <tr> <td> 道の負担額</td> <td>37,000</td> <td>100,000</td> <td>137,000</td> <td>524,000</td> </tr> <tr> <td>進捗率</td> <td>7%</td> <td>19%</td> <td>26%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できるとなっている。</p> <p>・ 職員の移籍 事業箇所の工事内容に直轄施工時代からの継続性を保つ上で国の職員の移籍を要する箇所がないとされたことから、職員の移籍はなかった。</p>		平成22年度	平成23年度	2年間の 合計	全体事業費 (平成22～26年度)	全体事業費	134,000	367,000	501,000	1,918,000	国の交付金	97,000	267,000	364,000	1,394,000	道の負担額	37,000	100,000	137,000	524,000	進捗率	7%	19%	26%	—
	平成22年度	平成23年度	2年間の 合計	全体事業費 (平成22～26年度)																						
全体事業費	134,000	367,000	501,000	1,918,000																						
国の交付金	97,000	267,000	364,000	1,394,000																						
道の負担額	37,000	100,000	137,000	524,000																						
進捗率	7%	19%	26%	—																						
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	事業の移譲によって、道は、同一区域内にある急傾斜地等の対策や土砂災害危険区域の指定などのソフト対策と合わせた総合的な土砂災害対策を、効率的に実施することや、土砂災害対策に関する地域住民等からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能になった。																									
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。</p> <p>②措置を継続する必要性 引継後の事業そのものは、特に支障なく実施されていることから、引続き事業を継続する必要がある。</p>																									
(7) 所管省庁による評価	<p>移譲された事業については、特に支障なく実施されており、引き続き事業を適切に実施していく必要がある。</p> <p>なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。</p>																									

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	開発道路に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ハ関係） (平成22年4月)																									
(2) 所管省庁	国土交通省																									
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となる。																									
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等</p> <p>道本庁 建設部土木局道路課 出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部（美唄富良野線） 渡島総合振興局函館建設管理部（北檜山大成線） 胆振総合振興局室蘭建設管理部（北進平取線） 上川総合振興局旭川建設管理部（富良野上川線） 留萌振興局留萌建設管理部（名寄遠別線）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <p>・ 交付金に関する措置 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">平成22年度</th> <th style="width: 15%;">平成23年度</th> <th style="width: 15%;">2年間の合計</th> <th style="width: 40%;">全体事業費 (平成22～27年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>2,660,000</td> <td>3,000,000</td> <td>5,660,000</td> <td>21,605,000</td> </tr> <tr> <td>国の交付金</td> <td>2,128,000</td> <td>2,400,000</td> <td>4,528,000</td> <td>17,284,000</td> </tr> <tr> <td>道の負担額</td> <td>532,000</td> <td>600,000</td> <td>1,132,000</td> <td>4,321,000</td> </tr> <tr> <td>進捗率</td> <td>12 %</td> <td>14 %</td> <td>26 %</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できることとなっている。</p> <p>・ 職員の移籍</p> <p>事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工時代からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土交通省北海道開発局職員（3名）を期限付きで受け入れている。 【配置事業箇所：美唄富良野線、名寄遠別線及び北進平取線】</p>		平成22年度	平成23年度	2年間の合計	全体事業費 (平成22～27年度)	全体事業費	2,660,000	3,000,000	5,660,000	21,605,000	国の交付金	2,128,000	2,400,000	4,528,000	17,284,000	道の負担額	532,000	600,000	1,132,000	4,321,000	進捗率	12 %	14 %	26 %	—
	平成22年度	平成23年度	2年間の合計	全体事業費 (平成22～27年度)																						
全体事業費	2,660,000	3,000,000	5,660,000	21,605,000																						
国の交付金	2,128,000	2,400,000	4,528,000	17,284,000																						
道の負担額	532,000	600,000	1,132,000	4,321,000																						
進捗率	12 %	14 %	26 %	—																						
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	これまで、国が道道の一部区間を開発道路として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が路線全体を一体的に整備することが可能となったため、工事の施工管理等に要する経費が削減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となった。																									
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。</p> <p>②措置を継続する必要性</p> <p>引継後の事業そのものは、特に支障なく実施されていることから、引継ぎ事業を継続する必要がある。</p>																									
(7) 所管省庁による評価	<p>移譲された事業については、特に支障なく実施されており、引き続き事業を適切に実施していく必要がある。</p> <p>なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。</p>																									

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	二級河川に係る直轄事業（法第7条第2項第4号二関係） (平成22年4月)																									
(2) 所管省庁	国土交通省																									
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間（道管理部分）と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となる。																									
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 建設部土木局河川課 出先機関 宗谷総合振興局稚内建設管理部（声問川水系） 釧路総合振興局釧路建設管理部（標津川水系）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <p>・ 交付金に関する措置 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>2年間の 合計</th> <th>全体事業費 (平成22～27年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>840,000</td> <td>840,000</td> <td>1,680,000</td> <td>3,620,000</td> </tr> <tr> <td> 国の交付金</td> <td>714,000</td> <td>714,000</td> <td>1,428,000</td> <td>3,077,000</td> </tr> <tr> <td> 道の負担額</td> <td>126,000</td> <td>126,000</td> <td>252,000</td> <td>543,000</td> </tr> <tr> <td>進捗率</td> <td>23%</td> <td>23%</td> <td>46%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できるとなっている。</p> <p>・ 職員の移籍 事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工時代からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土交通省北海道開発局職員（1名）を期限付きで受け入れている。 【配置事業箇所：標津川水系】</p>		平成22年度	平成23年度	2年間の 合計	全体事業費 (平成22～27年度)	全体事業費	840,000	840,000	1,680,000	3,620,000	国の交付金	714,000	714,000	1,428,000	3,077,000	道の負担額	126,000	126,000	252,000	543,000	進捗率	23%	23%	46%	—
	平成22年度	平成23年度	2年間の 合計	全体事業費 (平成22～27年度)																						
全体事業費	840,000	840,000	1,680,000	3,620,000																						
国の交付金	714,000	714,000	1,428,000	3,077,000																						
道の負担額	126,000	126,000	252,000	543,000																						
進捗率	23%	23%	46%	—																						
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	これまで、国が二級河川の一部区間を指定河川として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が二級河川区間全体を一体的に整備することが可能となったため、工事の施工管理等に要する経費が軽減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民等からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となった。																									
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。</p> <p>②措置を継続する必要性 引継後の事業そのものは、特に支障なく実施されていることから、引き続き事業を継続する必要がある。</p>																									
(7) 所管省庁による評価	<p>移譲された事業については、特に支障なく実施されており、引き続き事業を適切に実施していく必要がある。</p> <p>なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。</p>																									

道州制特区連携・共同事業一覧

NO	連携・共同事業の内容	関係府省
1	共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化	総務省、経済産業省、国土交通省
2	CIQ業務への地方公共団体職員派遣	法務省、財務省、厚生労働省
3	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	財務省
4	税務に関する相談や広報事業の共同実施	財務省
5	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	厚生労働省
6	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	厚生労働省、経済産業省
7	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	厚生労働省
8	国有林と民有林が一体となった森林づくり	農林水産省
9	農作物被害調査の共同実施	農林水産省
10	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	農林水産省
11	新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	農林水産省
12	道内における食育推進活動の共同実施	農林水産省
13	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	農林水産省
14	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	農林水産省
15	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	経済産業省
16	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	国土交通省
17	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	国土交通省
18	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	国土交通省、内閣府、総務省
19	道路管理者が連携した案内標識の整備	国土交通省
20	ビジット・ジャパン事業に関する連携	国土交通省
21	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	環境省

※既に終了した事業を含む。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

（平成23年9月1日時点）

(1) 事業名	共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化
(2) 関係省庁等	総務省、経済産業省、国土交通省等
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	共通ポータルサイトを開設するなど、必要に応じて関係機関の連携を図ることにより、住民の利便性の向上を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか（実施されたか）	平成20年4月、共通ポータルサイトを構築し、平成20年度をもって事業終了。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか（及ぼしたか）	北海道、国、道内市町村の電子申請等に関する各種手続きに関する情報をワンストップで提供するポータルサイトを構築したことにより、住民等の申請・入札手続きの利便性の向上が図られた。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>国の4機関（北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局）及び道で構成する「北海道IT施策推進連絡会議（DOIT5）」によるサイトの管理や情報共有が継続的に図られている。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>道は、平成16年に国、道、市町村のオンライン申請のポータルサイト一元化を提案したところである。</p> <p>道において、国・市町村・道の電子申請窓口を一本化する共通ポータルサイトの在り方に関する基本的な考え方を整理し、「北海道IT施策推進連絡会議（DOIT5）」の場で検討を行い、平成20年4月に共通ポータルサイトを開設したところ。</p> <p>広域行政の推進に資するため、国・市町村・道の電子申請手続等に係るオンライン窓口に一元的にリンクする共通ポータルサイトを開設したため、平成20年度をもって終了したところ。</p>
(7) 関係省庁による評価	当サイトの構築は、北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道によって構成する「北海道IT施策推進連絡会議（DOIT5）」の枠組みを活用した取組の成果であり、事業終了後も継続運用されていることに加え、同会議は現在も定期的な情報交換等を行っており、国・道の緊密な連携・共同が図られている。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	C I Q業務への地方公共団体職員派遣
(2) 関係省庁等	法務省、財務省、厚生労働省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	地方公共団体職員の派遣によるC I Q業務の一部補完などにより、C I Q業務の円滑化、迅速化を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	工程表なし
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	平成18年度及び19年度の2年間、札幌入国管理局において、行政実務研修員として北海道、帯広市及び旭川市の職員各1名を受け入れ、入国管理局との連携が強化されたが、自治体側の事情により、平成20年度以降、地方公共団体職員の派遣は行われていない。 したがって、特段の影響は生じていない。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 航空路線の利用者の減少や休止が進んだこともあって、平成20年度以降、地方公共団体職員の派遣は行われておらず、現在のところ本事業に係る課題は特にない。
	②措置を継続する必要性 北海道においては、航空需要の開発などが大きな課題となっている。航空需要の開発などによって、チャーター便の新規就航や休止路線の再開が期待されているところであり、今後の就航状況によっては再度派遣する可能性もあることから、措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	地方空港への定期便・チャーター便の乗入れ等については、近隣官署からの職員派遣により対応しているところであり、特段、民間団体等からの申入れはない。 また、平成18年6月に旭川空港を出入国港、税関空港、検疫飛行場に指定し、必要な業務処理体制の整備を図っているほか、業務量（入国者数）に応じて最寄の官署から応援派遣等を行っている。 地方公共団体職員の派遣によりC I Q業務の一部を補完させる必要性及び当該事業継続の必要性は乏しいと考えるが、今後も必要に応じて協議を行うとともに、引き続き、地方空・海港におけるC I Q業務の円滑化、迅速化に努めていくこととしたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	共同データベース構築による法人設立届の一本化
(2) 関係省庁等	財務省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	国、道で申告情報の共有化を図るなど、引き続き一層の連携を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	連携を図るための情報交換を実施しており、工程表に沿って事業を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	単体法人の申告情報等に加え、連結法人の申告情報等の電磁的記録媒体による提供を行うことにより、行政の効率化を図っている。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 国における申告情報等について、電磁的記録媒体による提供を受けることによりデータの共有化が行われており、一定の連携が図られている。
	②措置を継続する必要性 今後も、国と道における申告情報等のデータの共有化について、一層の連携を図っていくため、措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	申告情報等の電磁的記録媒体によるデータの共有化策等について、年1回情報交換を行い、連携を深めたと評価している。 今後も、より一層の連携を図っていくため、情報交換を行っていきたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	税務に関する相談や広報事業の共同実施
(2) 関係省庁等	財務省、市町村
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告期における3税の税務相談窓口の設置を含めた各種取組を引き続き実施する。 ・ 3税に関する広報及び租税教育を連携して実施する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<p>下記のとおり、工程表に沿って、事業を実施している。</p> <p>1 「税務相談」について 確定申告期においては、現在でも3税協力の一環として3税協議会等において協議の上、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施している。</p> <p>2 「広報活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税教育推進協議会において情報交換を行なっている。 ・ それぞれが租税教育推進協議会の構成員となり、副教材の作成・配付を行なっている。租税教室への講師の派遣に関しては、国税と地方税等との間で連携を図っている。 <p>(注) 租税教育推進協議会の主な構成員：札幌国税局、北海道、市町村及び道・市町村の教育関係機関</p>
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>1 「税務相談」について 確定申告期における、3税の協力により、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組の実施により、納税者利便と行政効率の向上が図られている。</p> <p>2 「広報活動」について 市町村が発行している広報誌やホームページ上での税情報の提供については、効率的に広報できる媒体であり、納税者等に対し一定の周知が図られていると思われる。</p> <p>また、ポスターや作文の募集及び副教材作成（あるいは講師派遣）については、学校現場において教師自らが租税教育を実施するための支援策の1つとして有効であり、取組に理解を示してくれる教育関係者も多い。</p>
(6) 特定広域団体による評価	<p>① 評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>1 「税務相談」について 国税、都道府県税及び市町村税の対応を行う相談窓口の共同開設については、納税者に対する責任の所在等に関して課題があるところであるが、確定申告期については、北海道地方税務協議会において相談窓口を含め3税が連携した取組を実施することを協議して実施しており、納税者の利便性の向上が図られており、一定の成果が得られている。</p> <p>2 「広報活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「広報」について 3税が連携したTV番組や広報誌による広報については、必要な税情報の提供を国に求めることになっており、また、ホームページではeLTAxやe-Taxについて相互にリンクを設定し、連携した取組に努めている。また、確定申告や税制改正の周知などについて広報誌へ掲載したり、リーフレットを設置するなど相互に協力しており、一定の連携した取組が図られている。 ・ ポスター展や作文コンクール等の実施 国、道、市町村及び道と市町村の教育機関で構成する北海道租税教育推進協議会において、ポスターや作文の募集について周知を図るなど連携した取組が行われている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・小中高に対する教材（あるいは講師）の提供 国、道、市町村及び道と市町村の教育機関で構成する北海道租税教育推進協議会において、中学生向けの租税教育用副教材を作成しており、一定の連携した取組が行われている。 また、各地区における地方税務協議会では、国税と地方税の職員が協力して租税教室へ講師の派遣を行っており、連携した取組が図られている。 <p>②措置を継続する必要性</p> <p>1 「税務相談」について 今後も、確定申告期を含め3税が連携した税務相談の取組の実施に向けて、情報交換や検討を行っていくため、措置を継続する必要がある。</p> <p>2 「広報活動」について より効果的な広報の実施に向け、3税が連携を図り情報交換や協議を行っていくため、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	<p>1 「税務相談」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税、地方税に係るすべての法令等の細部にわたる解釈を問う納税者のニーズに的確に対応するためには、当該税目を所掌している機関の職員が責任をもって正確に回答等することが必要である。 また、誤指導等が発生した場合など、納税者に不測の損害を与えた場合の責任と権限の所在を明らかにしておく必要があることから、国税、地方税当局が所管外の事項について、責任をもって適切に相談事務を実施できるか疑問であることから、常設する相談窓口の一元化は、困難と考えられる。 ・ ただし、確定申告期においては、現在でも3税協力の一環として3税協議会等において協議の上、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施しているところであり、納税者利便と行政効率向上の観点から、更なる協力について積極的に検討していきたい。 <p>2 「広報活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TV番組の作成（税専門の番組） 北海道として新たにTV番組を作成する場合には、必要な税情報を提供する。 ・ 広報紙の定期発行 北海道として広報紙を定期的に発行する場合には、必要な税情報を提供する。 ・ 3税のホームページの開設 重点的に広報すべき事項がある場合は、それぞれのホームページに掲載し、相互に閲覧可能な状態とする。 ・ ポスター展や作文コンクール等の実施 既に租税教育推進協議会において支援活動を行っているが、今後も、更なる応募の充実と効果的な実施に向けて情報交換する必要がある。 ・ 小中高に対する副教材（あるいは講師）の派遣 わが国の次代を担う児童・生徒に対し、租税の意義や役割を正しく理解してもらう租税教育は、その重要性が増している。 したがって、以下のとおり、租税教育推進のための諸施策について、租税教育推進協議会を通じ、更なる連携等を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ① 中学生向けの租税教育用副教材については、全道版を北海道租税教育推進協議会として作成しており、今後も連携して作成する。 ② 国税及び地方税職員が講師となっていく租税教室については、学校教師が自ら租税教育を実施できるよう、講師派遣に関し北海道及び市町村職員との更なる連携・協調に努める。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

（平成23年9月1日時点）

(1) 事業名	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実
(2) 関係省庁等	厚生労働省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	国と道の連携を一層強化し、臨床研修体制の充実、強化を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	平成17年以降、北海道と北海道厚生局が協力し、北海道臨床研修病院等連絡協議会及び北海道ブロック臨床研修制度協議会の合同開催や、学生向けの臨床研修病院説明会を定期的実施しており、工程表に沿って連携した取組を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	北海道臨床研修病院等連絡協議会や北海道ブロック臨床研修制度協議会を合同で開催することにより道内の臨床研修病院、道、国相互の連携強化が図られ、また、学生向けの臨床研修病院説明会の実施により北海道内の臨床研修病院における研修医の確保が図られる。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>道内の臨床研修病院、国、道 相互の連携強化により、効率的な研修医確保対策が図られている。</p> <p>しかしながら、道内の臨床研修医の採用数は減少傾向にあることから、今後もさらなる連携強化を図るため、臨床研修制度を所管する国からの積極的な情報提供を受けながら、本道の研修医確保対策の充実に努める必要がある。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>本道においては、医師不足が深刻な状況にあることから、臨床研修医の確保対策が重要となっており、また、行政の効率化を図る観点からも、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	臨床研修実施体制において、道と北海道厚生局とは適切に連携がされていると考えられ、引き続き円滑な共同事業の実施に努めてまいりたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1)事業名	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成
(2)関係省庁等	厚生労働省、経済産業省、市町村等
(3)事業内容（計画において記載されているもの）	国、道、市町村、産業界、労働界が連携し、地域の特性に応じた雇用創出に向けた連携・共同事業を実施するためのプログラムを作成する。
(4)工程表に沿って事業が実施されているか	北海道労働局、北海道経済産業局及び北海道により、「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」を策定、毎年度進捗状況を把握し、次年度の取組を策定しており、工程表に沿って関係機関の連携した取組を実施している。
(5)地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	「ジョブカフェ北海道」等を活用し、若年求職者等に対する職業カウンセリングからハローワークと連携しての適職へのマッチング、合同企業説明会等の就職支援サービスを総合的に提供するとともに、若年人材の採用に意欲のある中小企業の開拓や職場定着のためのコンサルティング等の事業により、若年者の就職促進及び中小企業の人材確保や定着に一定の成果を上げている。また、求職者を対象としたセミナーについては、約90%の受講者が「役立つ」と評価している。
(6)特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>北海道と北海道労働局及び北海道経済産業局が密接な連携を図ることにより、「ジョブカフェ北海道」等を活用した若年者の就業支援等雇用創出に向けた事業を円滑に実施することができ、地域の若年求職者の就職促進及び中小企業の人材確保や定着に一定の成果を上げている。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>今後も効果的に事業を実施するためには、引き続き北海道と北海道労働局及び北海道経済産業局が密接な連携のもと実施することが不可欠であり、措置を継続する必要がある。</p>
(7)関係省庁による評価	「ジョブカフェ北海道」における取組は、若年求職者に対する、セミナーの実施回数、面接トレーニング・カウンセリング等の個別支援や、合同企業説明会による企業とのマッチング、職場定着の事業が充実しており、地域の若年求職者の就職促進及び中小企業の人材確保や定着に一定の成果を上げている。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携
(2) 関係省庁等	厚生労働省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	国と道の連携を密にし、適材の雇用が可能な仕組みをつくる。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	北海道労働局、北海道経済産業局及び北海道により策定された「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」における取組に位置付け、毎年度進捗状況を把握し、次年度の取組を策定しており、工程表に沿って連携した取組を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	U・Iターン就職希望者及び道内求人企業に対し、求人・求職情報や関連情報の提供を連携して実施しており、また、二者が連携して東京都でU・Iターンフェアを実施するなどして、道外からの人材誘致に一定の成果を上げている。U・Iターンフェアについては参加者の6割以上から好評を得ている。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 北海道と北海道労働局が連携することにより、道外のU・Iターン希望者と道内企業の情報の提供から就職決定まで行うことができ、利用者の利便性が高まっている。また、U・Iターンフェアは、道外求職者と多くの道内企業が直接、面談できる唯一の機会であることから、個人・企業ともに好評を得ている。
	②措置を継続する必要性 国と道が連携し、求人・求職情報の提供や東京におけるU・Iターンのフェアを実施することにより、道外からの優秀な人材の誘致が見込まれ、北海道産業の発展に寄与することから、措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	求人・求職情報の提供、東京都内におけるU・Iターンフェアの実施等の取組により、産業人材誘致において一定の成果を上げている。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	国有林と民有林が一体となった森林づくり
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	流域を単位とした国有林・民有林の一体的な整備や効果的な普及啓発を国と道で実施する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程表等に沿って事業を実施している。林政連絡会議及び治山事業連絡調整会議については、毎年定期的開催している。 ・ これまでに、森林整備協定を23件締結した。森林共同施業団地については、昨年度までに9地区で設定しており、今年度新たに9月6日に厚沢部町と檜山森林管理署で設定した。さらに他の地域でも森林共同施業団地の設定に向けて取り組んでいる。 ・ また、森林の観光資源としての活用を進めるため、国有林及び道有林のみどころを紹介するとともに、道民の自主的な森林づくり活動等を支援するため、活動フィールドとしての森林の提供などに取り組んでいる。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<ol style="list-style-type: none"> ① 林政連絡会議及び治山事業連絡調整会議において、森林機能の向上に係る検討や災害復旧計画についての連絡調整等を行うことにより、国有林と民有林が一体となった森林づくりに関し行政レベルでの円滑な連携が図られる。 ② 各地域での森林整備協定締結により、道民のニーズに沿った地域の特性や重視すべき機能に応じた森林の整備・保全が一体的に図られるとともに、森林作業による雇用の創出、地域産業の振興が図られる。 ③ 森林とのふれあいなどに必要な活動フィールドの提供等により、森林ボランティア団体や企業が地域と連携した森林づくり活動が活発となり、道民との協働による森林づくりの推進が図られる。 ④ 森林環境教育等の実施により、森林の多様な機能や環境問題に対する関心が高まり、自然に関する科学知識の学習や社会に貢献する情操豊かな人間性の形成が図られ、森林を社会全体で支えるという気運が醸成されている。
(6) 特定広域団体による評価	<p>① 評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>北海道の森林の6割を占める国有林と民有林が一体となった取組を進めていくことは、森林の多面的機能の発揮や地域産業の振興、道民との協働による森林づくり活動等を推進する上で重要である。</p>
	<p>② 措置を継続する必要性</p> <p>道民共通の財産として多様で豊かな北海道の森林づくりを進めていくためには、今後も北海道森林管理局と道が連携しながら、国有林、民有林の枠組みを越え、森林を一つのまとまりとして整備・管理していくとともに、森林づくりに関する効果的な普及啓発を展開していくことが重要であることから、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	<p>北海道の森林面積の6割を占める国有林と民有林が一体となり取組を進めることは、森林の多面的機能の発揮や地域産業の振興、道民との協働による森林づくり活動等を推進する上で重要である。</p> <p>北海道の多様で豊かな森林づくりを進めるためには、今後とも北海道と北海道森林管理局が連携して、流域を単位とした民有林、国有林の一体的な整備や、森林づくりに関する効果的な普及啓発を展開することが重要であり、措置の継続は必要である。</p>

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	農作物被害調査の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	農作物被害調査の国、道、市町村等による連携した取組について、具体的な方法等を検討する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	農作物被害調査連絡会議の下で、農作物被害単価等の情報交換を行っており、工程表に沿って取り組みを実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国による一定の基準に基づいて算定された資料は貴重かつ有益であり、被害が発生した際、北海道における被害金額見積りの参考資料としている。また、被害の実態を把握する上で、迅速かつ的確に被害金額を算定することは、被害を受けた農業者にとっても有益である。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 国の統計機関が算定する被害単価の活用は、的確な被害金額の算出につながり、被害対策等を実施するに当たり、有益であると評価する。 また、地域段階における相互連携の充実に向けた検討を引き続き行うことが必要である。
	②措置を継続する必要性 今後も、これまで以上に国と道などが連携を密にし、効率的かつ的確な農作物被害調査を実施していくことが重要であることから、措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	農作物被害における実態把握は、災害対策等の的確な実施はもとより、国民に対する食料の安定供給の観点からも最重要課題と位置づけられる。国と道が連携することにより、迅速かつ効率的で的確な実態把握が可能となることから、事業の継続は必要不可欠である。 今後、さらに議論・検討を重ね、相互連携を深めていきたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	地域づくりやグリーンツーリズムの取組など、国や自治体が一体となって推進体制を整備し、総合的に推進する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<p>下記の通り、行程表に沿って取組が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流に関する連携活動に向けた検討として、道、JA道中央会、北海道開発局、北海道農政事務所、北海道統計・情報事務所（現在の農政事務所に統合）を構成員とする連絡会議を設置（H18.3.17）。 ・ 連携の実施として、「農業・農村ふれあいネットワーク」幹事会（H18.5.15）及び定期総会（H18.6.13）において、北海道開発局、北海道農政事務所が賛助会員になることを議決。 <p>以下は、関連団体において実施した各種取組。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道庁赤れんが庁舎において、「田舎体験in赤れんが」を田舎体験in赤れんが実行委員会と農業・農村ふれあいネットワークで連携して実施（H18.9.30、H19.10.13、H20.9.20）。 ・ 札幌市内において、「with you まるごと体験！北の農業スペシャル」を北海道農協青年部協議会、JA北海道女性協議会、農業・農村ふれあいネットワークの3団体で連携して実施（H22.2.27、H23.2.26）。H23年度も実施予定。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国と北海道が一体となって、北海道におけるグリーン・ツーリズムのパネル展示などによる情報発信、北海道産食材を主とした料理体験、食育セミナー、模擬牛を利用した搾乳体験などの取組を行うことにより、北海道の都市農村交流の推進に寄与している。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>農業・農村の持つ教育などの多面的機能の理解が浸透してきている。また、グリーン・ツーリズムに取り組む農家も増加し、都市農村交流活動が広がってきている。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>「食」に対する関心が高まっており、北海道の食料供給地域としての役割や農業・農村の多面的機能の理解をさらに広めるには、関係機関が連携し都市農村交流や食育に取り組むことが重要であることから、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	関係機関による連絡調整会議の設置や関連団体による各種取組への参画を行っており、今後とも関係機関が連携し、都市農村交流に取り組むことが重要であることから、交流に関する連携は継続が必要である。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容	新食糧法に基づき米穀生産出荷団体等が作成する「生産調整方針」の認定に関する指導業務などを共同で行う。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	「連携・共同事業に係る実現に向けた工程表等」に沿って事業は実施されている。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国と北海道が共同・連携して当該事業を実施することは、北海道における需給調整及び水田農業の推進において有効に機能している。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 北海道における水田農業の安定的な発展のためには、全国的な需給と整合性を図りながら、生産調整の円滑な推進や水田の有効活用などの取組を進めることが重要であり、北海道と国が連携・共同して、地域協議会等の指導や調整等を行うことにより、米の需給調整や農業者戸別所得補償制度等の円滑かつ効果的な推進に寄与している。
	②措置を継続する必要性 需給調整や農業者戸別所得補償制度等の推進に当たって、地域協議会等に対する指導や調整などが円滑かつ効果的に図られるなど、有効に機能しており、今後とも、連携・共同事業として措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	北海道と国が共同・連携して当該事業を実施することにより、米の需給調整や農業者戸別所得補償制度の推進につながっており、地域水田農業の推進に寄与している。よって、当該連携・共同事業は継続の必要性のある措置と認められる。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	道内における食育推進活動の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	「北のめぐみ愛食運動道民会議」等の場で、食育活動を共同で行う。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<p>食育の推進にあたっては、北のめぐみ愛食運動道民会議、どさんこ食育推進協議会の構成団体として、情報の共有化を図るとともに、地域の活動に関しても相互協力を行うなど、緊密な連携を図ってきたところであり、工程表に沿って事業を実施。</p> <p>具体的には、道本庁及び総合振興局・振興局における食育推進協議会への協力・参加、地域に密着したイベント等における啓発活動の実施、「食事バランスガイド」等の普及啓発への相互協力、「どさんこ食育推進プラン」北海道食育推進計画（第2次）の推進への協力等を実施。</p>
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>情報の共有化や相互協力など、互いが密接に連携・協力することにより、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等の関係者、様々な関係団体やボランティア等への広範かつ横断的な連携・協力を促進し、地域の実情に合わせた住民の生活に密着した食育を展開し、道民運動として食育を総合的に推進。</p> <p>道本庁及び総合振興局・振興局が主催する会議やイベントに対し、積極的に参加・協力しサポート。</p>
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>食生活の多様化による栄養バランスの崩れなどに伴い、健康面での影響が懸念される中、豊かで健全な食生活を実践する「食育」の取組を関係者が一体となって行ってきたことから、道民の「食育」に対する理解は浸透してきている。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>近年、消費者の食の安全・安心や健康に対する関心の高まりに適切に対応するとともに、核家族化やライフスタイルの変化に伴う食生活の乱れにより生活習慣病などが増加するなど、道民の健康への影響が懸念されることから、今後も関係者が連携した食育への取組を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	<p>道本庁及び総合振興局・振興局との協力体制の下で道内における食育の推進を図ってきたところであり、これまで平成23年度中に全振興局管内で食育推進協議会が発足予定であることや、道と連携したブロック説明会の実施等により、「食事バランスガイド」の認知度が上昇するなどの成果を挙げてきている。</p> <p>「食事バランスガイド」の参考度は低水準に止まっているほか、朝食欠食の課題も残っている状況を踏まえ、今後も引き続き、緊密な連携を図り、道民の生活に密着した食育を推進する必要がある。</p>

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容	国と道の連携を深めて第3種、第4種漁港に関わる計画上の課題を共同で検討する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	北海道開発局と道との調整が整い、特定計画の資料の策定にかかる現地調整会議を共催している。共催実績は平成17年12月19日のウトロ地区以降、平成23年4月12日までに28件にのぼっており、工程表に沿って取組を実施している。(17年度：4件、18年度：5件、19年度：6件、20年度：2件、21年度：6件、22年度：4件、23年度：1件)
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	計画の策定及び変更を行う際に必要な資料の作成において、国と地方の両方の視点から効率的、効果的に検討することができ、北海道の第3種、第4種漁港の的確な事業、整備が行われている。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 直轄特定漁港漁場整備事業実施者（国）と漁港管理者（道）との有効な連携が図られており、改善すべき事項等はない。
	②措置を継続する必要性 直轄特定漁港漁場整備事業は今後も継続実施されるため、引き続き連携を図りつつ、計画策定及び変更を行う必要があり、措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	本措置により、北海道の第3種、第4種漁港における特定漁港漁場整備事業の円滑な実施が図られており、今後とも措置を継続していくことが必要である。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容	国営農地再編整備事業（中山間地域型）の緊密な連絡調整を図るため、連携会議を設置・運営する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	工程表なし
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	連携会議の設置・運営による事業の共同実施により、事業関係者間の緊密な連絡調整が可能となり、生産性の向上・地域農業の展開方向に即した農業構造の実現・農業振興を基幹とした総合的な地域の活性化などを目的とする事業の円滑な実施が図られており、事業の共同実施が地域における住民の生活・経済・社会の向上に資するとともに、「安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進」を掲げる北海道の施策推進に寄与している。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 国営農地再編整備事業においては、農地再編構想や営農計画、土地利用再編計画などの各種の検討及びそれらの総合的な調整等が重要であるが、連携会議の設置・運営により、事業関係者間の緊密な連絡調整が図られており、事業の円滑かつ効果的な推進に寄与している。
	②措置を継続する必要性 今後とも事業関係者間の緊密な連絡調整を行い、より一層、事業を円滑かつ効果的に推進していくため、連携・共同事業として措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	連携会議の設置・運営によって、関係者間の緊密な連絡調整が行われ、北海道の国営農地再編整備事業の円滑な実施が図られており、今後とも連絡調整という形での措置の継続は必要である。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出
(2) 関係省庁等	経済産業省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	国と道の密接な連携により、協調した支援施策の展開によるバイオ産業の振興、中小企業のIT利活用の促進、IT産業の振興を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	実施されている。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	連携・共同事業の実施等により、IT産業クラスターは、参画企業数357社（1.4倍）、売上高4,125億円（1.7倍）、従業員数19,950人（1.3倍）、バイオ産業クラスターは、参画企業数123社（2.2倍）、売上高501億円（4倍）、従業員数1,497人（2.9倍）に増加。経済活動の発展に貢献している。※数値は平成22年度実績、（ ）は10年前と比較した伸び率。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>バイオ産業行政協働会議（C7北海道）を活用して、国と道の相互の事業を連携して行っており、北海道におけるバイオ産業クラスターの創出に寄与している。</p> <p>IT産業の売上高は平成20年度まで8年連続で増加しており、本道を代表する主要産業に発展している。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>バイオ産業行政協働会議（C7北海道）を活用して、現在も施策紹介冊子『必見！「バイオビジネス支援策」アラカルト』の改訂や「バイオジャパン」、「食品開発展」といった国際的な展示商談会への出展支援を連携して行っており、北海道におけるバイオ産業クラスターの創出のためには今後も措置を継続する必要がある。</p> <p>また、リーマンショック以降、道内IT企業の経営環境は極めて厳しい状況にあることから、中小企業のIT利活用の促進、ひいてはIT産業の振興を図るためにも、国と道が密接な連携により支援していくことが重要であり、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	事業の効果的な実施のために、きめ細やかな連携を行っており、今後も引き続き、適切な連携を図ってまいりたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施
(2) 関係省庁等	国土交通省、市町村
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	異常気象時における国と道・市町村の除排雪について、相互代行、受委託等を試行的に実施する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	平成16年度から北見市を先進モデル地区として検討会、共同訓練等を実施している。その後も各地域道路防災連絡協議会において管内自治体等と調整のうえ地域のモデル地区を追加選定し、現在18地区(41市町村)で進捗しており、全道展開に向けて事業実施中である。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国と自治体が連携・共同で事業を行うことにより、豪雪など異常気象時における道路の除排雪について、連絡体制の確立及び情報共有により速やかな対応ができるほか、関係機関が共同で実戦を想定したシミュレーションを実施することで円滑な対応が可能となり、地域防災力の向上並びに地域住民の安全・安心の確保に寄与するものである。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>国と自治体が連携・共同で事業を行うことにより、豪雪など異常気象時における道路の除排雪について、連携の強化が図られている。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>北海道全体の防災対応力の向上が期待され、地域住民の安全・安心の確保に寄与する取り組みであることから、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	豪雪等の冬期交通障害の発生に備えて、これまでモデル地区において得られたノウハウを他の地区に展開することにより、北海道全体の防災対応力の向上が期待できることから、引き続き事業を継続することが望ましい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
(2) 関係省庁等	国土交通省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	気象情報や道路通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムを構築する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	「防災情報共有システム」による現地動画情報のリアルタイム共有、観測情報等共有のための各種機関への接続やシステム整備等、工程表に沿って事業が実施された。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	「防災情報共有システム」の参加機関・参加市町村や提供情報の拡大等により国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化を図ることができた。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>関係機関の情報を一元化することにより、情報の共有化が図られ、関係機関の連携強化に有効である。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>それぞれの機関が持つ映像や情報などを一元管理することにより、1機関では不足している情報を補完し合い、よりきめ細かい情報を得ることが可能となり、それにより迅速かつ的確な施設管理を行うことが可能となっていることから、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元的な管理や運用については、特に支障なく実施されており、引き続き、事業の円滑な実施に努めてまいりたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
(2) 関係省庁等	国土交通省、内閣府、総務省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	防災体制や防災装備の一元的な管理や運用を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	国と道は、連携を密にしながら円滑な災害対策に努めており、また、道からの要請で防災ヘリ等の防災装備を出動させた実績もあるなど、工程表に沿って事業が実施された。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	道の設置する災害対策本部に国の機関が加わることで、被害情報や災害対応情報の共有・一元化を図るとともに、各機関が有する各種防災対策装備を災害時等に一体的運用することで、より迅速かつ効果的な災害対応の実現を図ることができた。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 道が設置した災害対策本部への連絡要員の配置など災害情報の共有により的確な防災体制をとり、防災装備の一体的な運用を図ることで、迅速かつ効果的な災害対応ができた。
	②措置を継続する必要性 防災体制や防災装備の一元的な管理により、迅速かつ効果的な災害対応が可能であり、措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	防災体制や防災装備の一元的な管理や運用については、特に支障なく実施されており、引き続き、事業の円滑な実施に努めてまいりたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	道路管理者が連携した案内標識の整備
(2) 関係省庁等	国土交通省、市町村
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要幹線道路から観光地まで一環した誘導を目的とした案内標識整備を実施する。 ・ 国や自治体などそれぞれの道路管理者が連携し、一体的な整備を実施する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程表に沿って事業は実施されている。 ・ 小樽市では、平成19年2月に小樽案内標識整備計画を策定。平成19年9月から、小樽案内標識整備計画に沿って、小樽市内においては案内標識の設置を実施した（全56基設置済）。 ・ 函館市では、平成22年2月に函館市歩行者用案内標識整備計画を策定。平成22年3月から、函館市歩行者用案内標識整備計画に沿って、函館市内においては案内標識を順次設置している（全104基中61基設置済）。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国と自治体が連携・共同して事業を行うことにより、施設名称等の情報及び標識デザインの整合性、既存標識の老朽化が改善されて、整備実施前よりも、観光客等の道路利用者を目的地まで円滑に案内できるようになった。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>国と自治体が連携・共同して事業を行うことにより、施設名称等の情報及び標識デザインの整合性、既存標識の老朽化が改善されている。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>観光客等の道路利用者を目的地まで円滑に案内する取り組みであり、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	道路管理者が連携した案内標識の整備については、特に支障なく実施されている。函館市内においては、平成24年度施工分が残ることから、引き続き継続して事業を行うことが望ましい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	ビジット・ジャパン事業に関する連携
(2) 関係省庁等	国土交通省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	訪日外国人観光客の誘致施策の効率的かつ効果的な展開を図るため、ビジット・ジャパン・キャンペーンに係る連携を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	ビジット・ジャパン事業の地方連携事業の事業方針についての情報提供や事業選定・選択に係る仕組みを北海道運輸局と道と連携して実施しており、工程表どおり事業が実施されている。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	北海道への訪日外国人旅行者の拡大に貢献し、地域の魅力の向上、経済の活性化につながっている。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>北海道運輸局と道が連携して実施することにより、来道外国人観光客の長期的（H9～）な増加傾向に寄与している。（H20～H21は世界的な景気低迷や新型インフルエンザ等により暫減）</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>H20～H21の暫減に加え、東日本大震災による大幅な減少を受け、外国人観光客の誘致をより強力に推進しなければならず、地域からの要望も強いことから、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	訪日外国人旅行者の拡大という国と道の共通目標にむかって、十分な連携及び共同での事業実施が図られており、高く評価できるものと考えている。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成23年9月1日時点)

(1) 事業名	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携
(2) 関係省庁等	環境省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び道の巡視区域が重複する箇所の取得情報の相互共有のための連絡体制の整備を図る。 ・ 国及び道との情報交換を目的とした会議等の場を活用し、意見交換・協議を行う。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<p>平成18年2月以降、道と環境省の情報交換の場を設定しており、工程表に沿って事業を実施している。具体的には以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換等の連絡体制を整備するとともに、各種会議等の場を活用し、情報交換等を実施 ・ 巡視区域が重複する箇所において、道と地方環境事務所が相互に得た情報を共有
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	道と環境省の連携により、高病原性鳥インフルエンザウイルス等の早期発見、傷病鳥獣の迅速な保護、違反等の取り締まりの強化等が可能となっている。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>巡視区域が重複する箇所における情報共有のための連絡体制の整備や各種会議等の場を活用した情報交換等により、相互の連携が図られている。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>相互の連携により、より効果的な巡視活動や事故等の未然防止等が期待できることから、今後も措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	情報の共有は、各国指定鳥獣保護区を含む管内全域における異常個体の早期発見等につながることから今後も連携に努めたい。